〔史料紹介〕

近世京都の商家別家証文

渡邊忠司

一

紹介する史料は、本誌前号に続き、日本経済史研究所が所蔵する中島家文書である。今回はそのうち、別家証文に関する一二点を紹介することとした。中島家、屋号銭屋は近世京都の呉服商を本業とする商家で、相続関係の史料で寛永十六年（一六三九）の事例が見られるので（寛永十六年霜月朔日「書置之事」）、家業の基礎は元和から寛永初期には確立していたとみてよい。中島家については、本誌前号でも触れておいたので、詳細は省略するが、改めて特筆しておきたいのは、早くから薩摩藩島津家と深い関係にあったことである。万治二年（一六五九）には島津家の「呉服所」と「金調達」を命じられていることから、島津藩御用達としてのつながりで商いを拡大し、蓄財したと考えられる。

ただ島津家との関係は、慶安元年（一六四八）九月からの大名貸に見られるように、「呉服所」御用達以前からあった。一定の金融活動を果たしうる財力を備えていたのである。中島家当主は扶持まで給与され、藩主へのお目見え、蘇鉄の拝領（前号で寛永七年としているが、宝永七年の誤り、訂正しておく）、また宝暦年間の木曽三川合流地域での堤防築堤の御手伝普請ではその資金融通を援助するなど、代々幕末まで深い関係が維持された。

今回は、銭屋が本業呉服商以外の分野へ事業展開してい

く方策として、別家に紙・質・米・蠟など別種の商いをさせ、独立採算性を取らせながら営業部門を拡大していったことを示す史料を選んであげてみた。別家とは、いわゆる暖簾分けのことであり、本来主家から暖簾を分けてもらって新しい店を出し、商売は同じ商売を続けることが多い。銭屋の場合は、必ずしも呉服商ではなく、別種の商いをさせている。この場合、別家とは本家の営業を拡張することでもあった。

二

史料は、紙店開業に関する史料六点、質店・米問屋・蠟方支配に関する史料五点、および別宅経営に関する史料一点である。それぞれ若干の解説を加えておこう。

〔史料一〕は元文元年（一七三六）十一月、別家して紙店を開業する際に、本家との間で交わされた三ヵ条の約定である。本家は銭屋利兵衛、別家は堺屋源助である。

約定は源助が別家するに当たっての条件と、それを本家に対し守ることが明記されている。第一条には、紙店営業の屬株が本家銭屋利兵衛の所持株で、源助がそれを預かるかたちを取っていること、これ以前には堺屋善右衛門が紙屬株を持ち、大坂関係は善右衛門、京都は利兵衛の「名分」（名義）で商売をしていたが、それをあらたに源助へ預け、京都紙店も源助名分で売買するように変更したことが記されている。

もちろん営業に関する最終決定権は本家にあった。営業の変更・拡大、特別な、また臨時の金銀入用については本家の指示を仰ぐこととなっていた。すなわち「格別新敷取組」「金銀格別之入用」は「御下辞を請候而相勤可申候事」とあり、また「手代」の雇い入れについても指図を受けて召し抱えると記している（第二条）。

このほか第二条には、給銀・飯料、京・大坂紙屋組の仲間入用銀、京都・大坂間の往復交通費用、生活費、下女・小者等の雇用など、実質的な営業・人件費は源助が「自分賄」で処理することが明記される。また別家した本人の係累は相続できないという慣例があったが、これも病死した場合には「跡式」のことは「御下辞次第」、また親類の者たちが「私欲ヶ間敷事」をしないと明記されている。

第三条には、店の勘定決済期が規定される。紙屋組中の「惣算用」が毎年十二月にあること、また毎年正月二十五日に諸帳面によって、京・大坂の「店卸」を行い、勘定を

立てることと、店の仕切について確認している。

〔史料2〕は元文五年五月付けの書付である。別家源助の店の営業成績が芳しくないために、本家から営業条件に対して問い合わせがあり、源助がそれに対して利足支払いや上納銀の変更・猶予を求めた書付であろう。五項目から成っているが、その第一条に、「利潤少ク思召ニ相叶申間敷、是而已気毒奉存候」とあり、元年から四年経過しているが、営業は軌道に乗らなかったようである。

本家からいくつかの条件が提示されたと思われ、源助はそれに対し、逆に条件を提示したようである。史料は基本的には営業条件の変更を求めた窺い書であるが、別家する際に本家が提供した元手銀、その返済、利潤の上納制などいくつかの条件も見える。

第三条には「紙方元手銀」があげられている。これが店の「常有物代」で、運営資金である。ここには源助が「弐拾五貫目」を元手に別家し、それを毎年請け取り、それによって年中の売買を行っていたこと、それから上がる利潤のうちで店の諸雑費を支払い、残った分の「七分」(七%)を本家に上納していたこと、が示されている。

運営資金二五貫目とその利足支払いが負担であったようで、実際には店の「常有物」は一五貫目から二〇貫目の状態であったこと、そこに二五貫目に対応する利足を出すと店の勘定が合わなくなる、もう少し考慮してほしいと訴え、すぐには請けられないとも記している(第二条)。

また第四条には質方貸付銀として、五〇貫目を拝借しており、その返済についても督促があったようである。その質方についても、利銀のうち七朱を本家へ上納するとしている。なお源助は〔史料7〕にみられるように、質方支配も元文三年十二月に任されている。これは本家がこの年に質屋仲間に加わったことと関係があろう。

源助は本家銭屋から別家による紙方・質方支配を預けられたが、第五条に記しているように、質方はともかく紙方は利潤が上がらず、本家への上納はままならなかったようである。そこで源助は質方の儲けの一部を紙方へ回すことができるようにと申し入れたのである。「過上銀何程御座候共、右紙元手銀ニ御渡シ被下候、弐拾貫目之内へ元済ニ返上仕度奉願候、左候得者紙元手銀御渡し方高年々ニすくなく相成、御本家御世話もかろく相成、次ニ者私身上も御影ニ而相続仕」とある。

別家はあくまでも独立採算性の維持と本家への利潤の上

納が重要な条件であったことが示されているが、これ以後も紙方の営業は芳しくなかったようである。

〔史料3〕は別家源助が寛保二年（一七四二）二月朔日付けで、本家に対し紙方元手銀に質方の儲け分を繰り入れることを求めた口上書である。この年になっても紙方はほとんど利潤が上がっていなかった。冒頭に、紙方質方支配は相変わらず申し付けられ、質方は「御定之利銀茂相納」めているけれども「紙方徳用無之故、御本家へ相納り候徳用無御座、其上売掛も相滞、手代共引負彼是以御心ニ相叶不申」とある。このため源助は質方の「徳用」を紙方の「元銀」に取り入れることを許可してくれるように求めたのである。

〔史料4〕は〔史料3〕と同主旨の書付である。寛保二年二月付けとなっており、証人も付けられ、包紙には「紙方定證文」と記されている。これをみると、さきの要求が本家に受け入れられたようで、あらたな別家紙方支配の定証文となっている。

〔史料5〕は〔史料3〕での源助の要求がさらに具体化されて提示されている。しかも要求が認められないならば紙方の店を仕舞いたいと記している。

それによると、新たな紙方元手銀高が二二貫目、また質方の利益を紙方損銀に回すこと、質方利銀を七〇貫目で七朱か五〇貫目で五朱半のいずれかにすること、などを二月の時点で差し上げたが、まだ返答がないので改めて願書を出したとしている。

さらに、願書の通りにしてもらうとなんとか相続できるとも記し、それができないならば「奉公之障」になるので店を仕舞いたいと再度念を押している。

〔史料6〕は寛保三年正月付けで、要求が認められたことを示す史料である。これによると、源助の営業計画が認められて、紙方・質方の営業が継続された。

〔史料7〕は銭屋の質方仲間への加入、〔史料8〕〔史料9〕は同じく大津米問屋仲間への加入と、いずれも別家による開業を示す史料である。年次は元文三年・四年であり、紙方の別家による開業と関連する銭屋の事業展開の一端を示す史料でもある。特に、別家と新規仲間への加入が元文年間に集中していることに注目しておきたい。

〔史料10〕〔史料11〕も元文四年の別家による蠟方支配に関わる別家証文である。〔史料11〕は証人の死亡によって作り直された同趣旨の証文である。

〔史料12〕はこのような別家経営が破綻し、別家した本人が死亡したときの事後処理の概要を示す史料である。源蔵は幼少から奉公して別家させてもらえるまでに成長した人物であった。

史料によると、商売はあまりうまくいかず、本家からの元手銀や拝借金銀に手を付け、それを気に病んで病死したために、その後の店や家族の処遇について、本家に断りをいれたものである。差出人は源蔵の母と証人二人であった。別家相続の一端を示す興味深い史料である。

＊　＊　＊

なお翻刻については、適宜読点を入れたが、できるかぎり原文の体裁を再現することを念頭に置いた。基本的には異体字・略字・変体かな、ゟ・ニ而など慣用されている用字については原文のまま用いている。また（　）内の漢数字は『中島家文書目録』の文書番号であるが、掲載史料の表題は必ずしも目録のままではない。ご了承願いたい。

【紙屋仲間】

〔史料1〕紙屋店闕株支配につき定（四四四）

定證文之事

一此度堺屋善右衛門殿紙闕株譲請被成候ニ付、則大坂諸御蔵方御名分者堺屋善右衛門ニ而相立、京都紙屋御組中者銭屋利兵衛与申御名分ニ御座候、右闕株私へ御預ヶ支配被仰付難有慥ニ預り申所実正明白也、何時ニ而茂御不審之儀御座候ハヽ、右之闕株支配并有合候代物等不残御取上可被成候、其時一言之申分仕間敷候、尤闕株之外紙類ニ付各別新敷取組事有之候歟、金銀各別之入用事候ハヽ、御下辞を請候而相勤可申候事、

一京都紙店之儀者私名分ニ而売買仕候得共、紙方手代之儀者時々御指図を以召抱可申候、万一右手代之内取逃・欠落等仕候而損銀御座候ハヽ、勘定被遂御吟味御本家私両損ニ被成可被下候、右給銀・飯料并京・大坂紙屋組中入用銀、大坂往来諸入用等者紙徳用銀之内ゟ御払被成可被下候、其外私之世帯向入用・宿代并下女・小者等召抱候共一切御本家へ負不申、私自分賄ニ可仕候、尤病死仕候ハヽ、其時御下辞次第跡式之儀ニ付御預ヶ之株・有物等者不及申、私一分之身代ニ付て茂親類ともゟ私ヶ間敷事存念申

分仕間鋪候、御下辞次第相立可申候事、
一京・大坂持代物・代銀之儀者時々有代物ニ応シ銀子入用之節、別紙證文を以御渡シ可被下候、勘定之儀者紙屋組中惣算用毎年十二月ニ仕切御座候、尤京・大坂有代物店卸等仕、毎年正月廿五日限ニ相定請払帳面を以無相違勘定相立可申事、
右之通此度御定支配之儀被仰付御請申上候処実正也、不限多少私欲ヶ間敷儀御座候ハヽ御咎之上何分被仰付、上ニ一言申分無御座候、為後證、仍而如件

證人　平野屋佐右衛門㊞
　　堺屋源助㊞

元文元年辰十一月

銭屋利兵衛様

〔史料2〕紙方店支配につき窺い書付（七六〇）

乍恐書付ヲ以御窺奉申上候
一紙方之儀是迄段々御預を以御見世支配仕、外聞実儀難有仕合奉存候、併利潤少ク思召ニ相叶申間敷、是而已気毒奉存候、連々見世古ク相成候ハヽ、相応之徳用可有御座様ニ奉存候、
一先達而元出銀入方之義都合下直ニ被成、利足相加出納仕候様ニも可被成下旨被為仰出候趣奉承知候、早速御請申上度奉存候得共、とくと私賄工面仕候而御請申上度、差扣罷有候、見世常有物凡銀拾五貫目ゟ弐拾貫目程御座候処、右常有物代銀ニ利足差上候而者年中之勘定合不申候間、此段御了簡を以被仰渡被下度候、乍憚私存知付候段、左ニ申上候間御覧之上御心ニ相叶不申候ハヽ、何ヶ様ニも被仰付可被下候、毛頭無違背相守可申候哉、
一銀弐拾五貫目　紙方元手銀
右者紙見世常有物代、此銀高を以年中売買仕、右徳用之内ニ而是迄被仰渡候通、見世諸雑用相払、残ル徳用七分上納仕度奉存候、
并ニ大坂蔵掛問屋払仕切等相クさらし節、右弐拾貫目之外凡五貫目ゟ拾貫目迄ニてハ相勤り申候間、右入用之節ハ時々御取替被下度奉願候、集り次第利足七朱日廻シ相加返納仕度奉存候、
一銀五拾貫目　七朱日廻シ
右者質方貸付銀ニ拝借仕度奉願候、右銀高者凡を申上置候、右之内弐拾三拾ニ而相済申儀も可有御座候、急度相定候高ニ而者無御座候、尤定十二ヶ月切返上可仕候、集

り銀御座候節ハ切ニ相成不申候とも内納仕度奉願候、
一紙方徳用三分通質方利潤とも年々高下者可有御座候得共、右願之通被仰付被下候得者七朱利銀差上候而、残ル徳用之儀者乍恐私身上年中出入勘定仕、過上銀何程御座候共、右紙元手銀ニ御渡シ被下候弐拾貫目之内へ元済ニ返上仕度奉願候、左候得者紙元手銀御渡し方高年々ニすくなく相成、御本家御世話もかろく相成、次ニ者私身上も御影ニ而相続仕、無別条相勤候上ニ而者、末々勝手も宜相成可申様ニ奉存候間、此旨乍恐御考之上何ヶ様とも被仰付被下度奉願候、已上

元文五年申五月　　堺　屋源　助

中嶋利兵衛様
御申上

〔史料3〕紙方店支配につき窺い口上（七六一）

乍憚奉窺口上之覚

一紙方質方支配不相変被仰付外聞実儀難有仕合奉存候、然所質方之儀者御定之利銀茂相納、私方ニ茂御預蒙候得共、紙方徳用無之故、御本家へ相納り候徳用無御座、其上売掛も相滞、手代共引負彼是以御心ニ相叶不申、乍憚私儀も心気越痛申候、殊右両用ニ而者帳合多ク乍存御奉公もかけ申候間、右紙方之儀前以奉申上候通、向後随分小前ニ仕度奉存候、右ニ付御願之趣左ニ書付御窺奉申上候間、いか様共御下知奉願上候支、

一紙方銀高帳面之通少茂相違無御座候、併右売掛残銀等急々取集り不申、殊ニ此末商内場ニ仕候ニ付テハ、別而相滞ニ相成可申奉存候、然者紙方銀高弐拾弐(貫)匁切ニ而見世取続、随分銀子取集メ、右之銀高相減シ申度奉存候、左候得者、此末別而徳用も薄キ方ニ奉存候間、是迄手代・子共飯料・給銀等右之内ゟ被下置候得共、向後私方賄ニ可仕奉存候、左候ハヽ、紙方ニ少々徳用相見へ可申候、右徳用を以損銀等入合セ申度奉存候、併見世三人ノ者雑用一ヶ年ニ凡壱貫目計も入申候処、私賄ニ仕候而者相続かたく奉存候、是迄質方銀高五拾貫目迄と被仰渡候得共、只今迄紙方へ銀高御出し被下候代りと思召、今三拾貫目計月七朱八ヶ月切ニ被成、質方御増支配被仰付被下候ハヽ、難有奉存候、右願之通弥被仰付被下候得者御本家へ年分凡金百匁余ハ丈夫ニ相納り、乍憚私儀も渡世仕儀ニ御座候、誠恐多奉存候得共右御願ニ而私身上取続、年々過上銀等御座候、多少ニ不限紙方元銀之内へ御引取

被遊可被下候、何ヶ様ニ紙方引請銀無相違皆納仕度願望御座候間、此段御賢慮を以御下知奉蒙度奉願上候、尤右紙方不足銀御引当ニ者、則私幼年ゟ御家ニ相勤年来御恩を請候出入候奉入御覧候間、右有銀其外私家財等右代りと可被思召、御不審之儀御座候ハヽ何時成と御取立被遊可被下候、其時一言之申分無御座候、何分可然御下知奉願候、以上

寛保弐戌年二月朔日　　堺屋　源　助㊞

中嶋利兵衛様
御申上

〔史料4〕紙方店支配につき一札（七六二）

「（包紙）紙方定證文　　源助　」

一札之事

一私儀年来紙商売被仰付、見世御預ヶ被下候処、存儘徳用茂無御座、其上手代共引負抔も御座候而、何とも難儀ニ奉存候処、彼是御了簡被下、其上質株迄被仰付被下、重々御高恩忝奉存候、右質株ニ付而者過分銀高以通御預ヶ被下、利足迄茂下直ニ仕相納メ、其余之利分私へ可被下段忝奉存候、尤此元金銀何時茂御入用之節者皆々早速取入候而、御本家返納可仕候、其儀相違仕間敷候、質貸附之帳面者御預り手代共ニ得与存弁さセ、互ニ吟味仕置、此儀時々入御覧可申候、尤御預り之金銀私儘ニ質之外ニ出シ申間敷候、外方へ出申事候ハヽ、其時々御窺可申候、万一私用私欲之沙汰御聞被下其儀極り候ハヽ、右質株・金銀とも御取上可被成候、其節速ニ任仰差上可申候、何之申分無御座候、将又私万一病気ニ而引籠候ハヽ、御預り手代ニ万端御聞被下、其上御勘定等御本家ゟ御手代衆被遣御聞可被下候、其上万一ニも私病死仕候ハヽ、尤御家ニ被召置御見世預り候へ者、御家等も明さセ何方へ成とも妻子居住被仰付可被下候、質株之儀金銀とも早速返弁可仕候、其節親類共ゟ何之願申分致さセ申間敷候、則当役之人御入被下候而御勘定等御改さセ可被下候、万端私身分妻子とも御下知ニ相順被仰付被下候通ニ親類ともゟも御請可申候、是迄段々御心被添被下候身分ニ候得者、何楚申上候儀無御座候、若又
尊公様御病気歟万一御病死被遊候ハヽ、後々ニ至情出し

御家ニ付夫々之御下知を請出情可申候、尤御一家中江尊方様被仰含候御筋目之御方ゟ仰相洩申間敷候、為後日之一筆、如件

寛保弐年戌二月　　堺　屋源　助㊞

中嶋利兵衛様

追而請人申上候、右之趣本人相違無御座候、尤源助親類中之処御請合御本文之通相違無御座候、源助不届引負仕候ハヽ、其節御損掛ヶ申間敷候、以上

証人　平野屋佐右衛門㊞

〔史料5〕紙店方支配元銀につき覚（七六三）

覚

一銀弐拾弐貫目　　紙方元銀

内

六貫七百目　有代物七貫四百三拾七匁八分一割損売立納〆

三百六拾八匁六分　有銀納メ

弐貫四百三拾壱匁四分　新株銀取集メ納

〆九貫五百目　残而拾弐貫五百目

右掛損手代引負銀諸帳御吟味可被下候、此銀壱ヶ年ニ壱貫目宛私方ゟ相立申度奉願上候、

一銀高七拾貫目、利七朱ニ而質方支配被仰付候歟、又者五拾貫目ニ而利五朱半ニ被成、紙方損銀相埋候迄利銀御引下ヶ支配被仰付被下候歟、右何れ成共御許容被遊被下候得者御影を以私身上も相続可仕奉存候間、如何様とも御下知奉願候、

但シ右銀子何れ成とも被仰付被下候ハヽ、元銀預り證文差上置、六ヶ月切ニ勘定仕、半季〳〵ニ利銀差上證文相改申度候、尤貸残り銀・戻り銀御座候節ハ別紙通帳を以相納置、右戻り歩日廻しニ被成、利銀相納メ候内ニ而差引被遊被下度奉願候、且又貸付帳面何時ニ而も御覧可被下候、質物棚卸之節ハ御本家ゟ御人被下候而御改メ被遊可被下候、

乍恐当二月ニ書付差上置候処、未何れとも不被仰渡候ニ付、又々此節相改メ願書両通差上申候、菟角思召ニ相叶不申様ニ奉存候間、紙方見世相仕舞、損銀之処壱ヶ年ニ壱貫目宛返上仕度奉存候、右之通を以御了簡奉願候、然共是迄之通御借屋ニ被差置候歟、又者何方へ成とも御本家御近辺

へ借宅仕、子共も壱人ハ暇遣シ質方計之儀ニ御座候へハ六兵衛ト子共一人、此両人ニ而相勤申度候、尤右両人賄之儀私へ被下候利銀之内ニ而相賄可申候、銀高之儀御増被仰付被下候歟、又者利銀御引下ヶ被仰付被下候ハヽ、難有可奉存候、併御心ニ相叶不申儀ニ御座候ハヽ、如何様ニも御下知被遊可被下候、右願成就仕候へハ私身上も相立、何れも身命相続仕儀ニ御座候間、御堅慮を以被仰付被下度奉願上候、

右願之通被仰付被下候へ者、凡

弐貫百匁　質方利銀
五百五拾匁　御屋敷元五貫目之利銀
弐百拾五匁　給銀
壱貫匁　被下銀

〆三〆八百六拾五匁

内壱貫匁　紙方返上銀
三貫七百匁　賄銀諸入用

〆四貫七百匁

差引八百匁計不足

右之通ニ而大方取続申候、少々不足仕候儀者年分検約仕相凌申度奉存候、併此願も不宜被思召上候ハヽ、別紙之通被仰渡被下度奉窺候、已上

寛保弐年戌八月　源助㊞

中嶋利兵衛様

覚

一銀弐拾弐貫目　紙方元銀

内

九貫五百目　有代物売払并掛銀取集メ相納メ可申候

残　拾弐貫五百目　売掛損手代引負

右損銀最初御定證文ニ被仰付候通、諸帳御吟味之上両損ニ被成下候得者

六貫弐百五拾匁　源助ゟ可相納筈

但此銀私有銀五貫匁預り被下候銀御引取可被下候、

残壱〆弐百五拾匁才覚次第返上可仕候、

合テ　拾五貫七百五拾匁　相納ル

右引残而六貫弐百五拾匁御本家損銀ニ相成申候、私仕合次第急度返上仕候間、御指図次第如何様之證文ニ而も差上可申候、

一質方之儀追々相済申候様ニ口々申出シ、質株相仕舞可申

候哉、又者私名分之儀御切替被成、何れ成とも被仰付可被下候哉奉窺候、

乍恐申上候、私儀紙方・質方支配之儀被仰付外聞実儀難有奉存候処、私不運ニ而徳用も無御座、殊ニ損銀出来仕迷惑至極ニ奉存候、其上右御店支配仕候ニ付何と申ふん諸支思召ニ相叶不申、却而御奉公之障ニ相成申候間、此節右之通ニ而相仕舞、妻子・家内之者とも何方へ成とも相願付、身柄ニ而相勤申度奉存候、尤諸道具少々御座候間、是も紙方損銀之内へ差上申度奉存候へとも、此儀者妻子相頼付候入用ニ売払申度候間被下置候ハヽ、難有可奉存候、尤離縁ハ仕居申候得共、実父母も御座候処、是迄ハ御願を以合力も仕遣シ候得共、是も力ニ及不申、懸母儀も黒谷宿坊ニ而も相頼相かまいもらい可申と奉存罷有候、何分御厚恩請候私儀ニ而御座候へハ、独身ニ而御遣被遊可被下候、親・妻子御座候而ハ御心遣・御物入も多ク御座候而万支私不任心儘迷惑奉存候間、如此御座候、何分不調法成私ニ御座候間御了簡を以御遣被遊被下候様ニ奉願上候、以上

戌八月　　源　助㊞

中嶋利兵衛様

〔史料6〕紙見世代物・代銀預り証文（七六五）

預り申銀子之事

合銀拾八貫目也

右者紙見世代物・代銀ニ慥ニ預り申所実正也、有代物売立并掛銀取集メ次第急度返上可仕候、為後日預り證文、仍而如件

寛保三年亥正月　　堺屋源助㊞

中嶋利兵衛様

但本文之銀子者

一四貫目　申十一月廿五日
一四貫目　酉二月十七日
一三貫目　同三月廿七日
一壱貫目　同四月廿八日
一三貫五百目　同六月廿六日
一弐貫五百目　同八月廿六日

右之通請取申上候処、先達而書上候通、手代引負銀并ニ掛銀相滞候ニ付、願書差上候得者、質方之儀願之通支配被仰付被下候、然上者向後手代・子者飯料質方利銀之内ゟ相賄、右滞銀之内へ壱ヶ年ニ銀壱貫匁宛無相違返上可仕候、為後日、奥書仍而如件

亥正月　　堺屋源助㊞

（裏書）
子正月
一表書之内へ銀壱貫匁返上
丑正月
一表書之内へ銀壱貫匁返上　残元拾六貫匁也

（端書）
紙方銀拾八貫匁　　源助

【質屋仲間】

〔史料7〕質屋仲間名分看板申し請けにつき約定（七五五）

一札之事

一此度質屋仲間江相加り、私名分ニ而看板申請候、然上者質物置主・請人等時々吟味之上取組可申候、万一如何様之難渋出来仕候共何方迄茂罷出急度引請、其埒可仕候、尤金銀元利出入之儀者此方ニ印置候帳面直ニ差上勘定相立可申候、勿論小質之儀者此方ニ而相究可申候得共、銀高之入替申来候ハヽ、御窺申上、御下知を請取組可仕候、為後日之、仍而一札如件

元文三午年十二月　　堺屋源助㊞

中嶋利兵衛様

【米屋仲間】

〔史料8〕大津蔵屋敷支配方引き受けにつき一札（七五六）

一札之事

一此度大津米屋町御蔵屋鋪へ私被差下、諸事支配方之儀被仰付難有御請申上候、御公儀様御法度之御儀者不及申、御町儀等急度入念相守可申候、惣而商売方之儀ニ付取組事御座候ハヽ、京都へ御問合仕、御指図を請相究可申候、勿論毎月支配方被差下候節者諸帳面御断金銀出入等御吟味可被下候、且又相場支自分商等一切仕間鋪候、其外御不審ヶ間敷儀御座候ハヽ、被為御聞キ付次第如何様とも被仰付可被下候、万事京都江御窺申上、御下知を請相勤可申候、為後日之、定證文、仍而如件

元文四未年四月　　左　助㊞

中嶋利兵衛様

〔史料9〕大津米問屋株譲り請けにつき一札（七五九）

一札之弐

一大津米問屋株御譲請、仲間中江御加り被遊候ニ付而者、

仲間式法之趣無滞相勤可申候、其外米方蔵入等ニ付米屋中与馴合胡乱ヶ間敷儀一切仕間敷候、尤米相庭商之儀毛頭仕間敷候、為後日之、依如件

元文四年未八月　　左　助㊞
　　与　市㊞

中嶋利兵衛様

【蠟方支配】

〔史料10〕別宅にて蠟方支配につき一札（七五八）

一札

一乍憚書付以差上置申候、私儀当春別宅被仰付被下、何角無残所被仰渡一生安堵仕候、猶以入念相勤申候段、於私身分冥加至極難有奉存候、

一此度蠟方支配之儀於私宅売買仕候儀、御預被下、則御家名ニ以私名前売買仕候段奉畏候、右ニ付金銀出入并商売筋之義入念時々買入候共以御窺其極可仕候、猶又売先又者有物等之儀、帳面ニ記置、勘定可仕候、其上万一疑敷思召候義御座候而御吟味被仰付候者、私身分投打御奉公相勤申候上者、如何様共御差図之上、何時ニ不寄蠟方支配差上候様ニ被仰付候共違乱申間敷候、尤若又私病死仕候共、諸々勘定之儀不及申家内共御下知請、如何様共可任仰候、其時私一家者共違背申者毛頭無御座候、万一申者於有之者、則證人之者御書付之趣引請、其砌一言之申分為致申間敷候、為後日、仍而如件

大坂天満空真町
京屋
證人　藤　蔵㊞
専　助㊞

元文四年未八月

中嶋利兵衛様

〔史料11〕別宅にて蠟方支配につき一札（七六四）

一札

一乍憚書付以差上置申候、私儀当春別宅被仰付被下、何角無残所被仰渡一生安堵仕候、猶以入念相勤申候段、於私身分冥加至極難有奉存候、

一此度蠟方支配之儀於私宅売買仕候儀御預被下、則御家名ニ以私名前ヲ売買仕候段奉畏候、右ニ付金銀出入并商売筋之儀入念時々買入候共以御窺其極可仕候、猶又売先又者有物等之儀、帳面ニ記置勘定可仕候、其上万一疑敷思召候儀御座候而御吟味被仰付候共、私身分投打御奉公相勤申候上者、如何様共御差図之上、何時ニ不寄蠟方支配

差上候様被仰付候共違乱仕間敷候、尤若又私病死仕候共、諸々勘定之儀者不及申、家内共御下知請、如何様共可任仰候、其上御本家無御拠御用銀之御入用之節者、商売代物売上候而銀子御本家御用に相立可申候、其時私一家者共違背申者毛頭無御座候、万一申者於有之者、則請人之者御書付之趣引請、其砌一言之申分為致申間敷候、尤元文四年八月、右之一札出シ置申候得共、證人死去仕候故相改如此ニ御座候、為後日之、仍而如件

寛保二戌年十月　　富小路八幡町下ル町
證人　高宮屋小兵衛㊞
　　銭屋専助㊞

中嶋利兵衛様

【別家経営】

〔史料12〕別宅経営不調法の件につき用捨願（二九五一）

一札之事

一源蔵儀幼少ゟ御召抱被下御陰ニ而成長仕、別家被仰付難有奉存候、然ル所西国筋問屋商売仕元手銀等夥敷拝借仕候処、不仕合ニ而国表仕入借附方相滞、不得止事御店預り銀等不相断拝借仕候段重々不調法之義急度御咎可被成儀御由豫之内、右之心痛故源蔵義病死仕、依之跡式母并一家共相続之儀被仰渡、何卒御陰ニ而取続候ハヽ、御恩送り申度、色々心尽候得共、大借之儀故中々難及自力不得止事去冬家諸道具等迄茂借方へ相渡、大坂表引取、跡々迄重々不調法之段可申上様無御座候、依之右印形者へ立銀等可被仰渡之処、本人右次第成行候儀御免被成下難有仕合奉存候、右御用捨被下候ニ付御請一札、仍如件

明和六年丑三月　　米屋利兵衛㊞
万屋利右衛門㊞
源蔵母
利貞㊞

中嶋利兵衛様

（わたなべ　ただし・大阪市史編纂所）